審議会等の女性登用率一覧≪令和8年10月1日現在≫

1. 議会

議員総数	27	女性議員数	8	比　率　%	29.6

2. 審議会等

名　　称	審議会数	女性を含む審議会数	比　率　%	委員総数	女性委員数	比　率　%
行政委員会	6	5	83.3	37	8	21.6
法令必置の附属機関	7	7	100.0	189	58	30.7
法律・条例設置の附属機関	37	37	100.0	462	202	43.7
合　　計	50	49	98.0	688	268	39.0

3. 女性登用率(30%以上)の達成

名　　称	審議会数	30%達成の審議会数	達成率　%
行政委員会	6	4	66.7
法令必置の附属機関	7	4	57.1
法律・条例設置の附属機関	37	33	89.2
合　　計	50	41	82.0

＝女性委員がいない（女性委員数0名）行政委員会、審議会等

①行政委員会【6】

	名　　称	委員総数	女性委員数	比　率　%	根拠法令	担当課	備考
1	久喜市選挙管理委員会	4	0	0.0	地方自治法	選挙管理委員会	
2	久喜市監査委員	2	1	50.0	地方自治法	監査委員事務局	
3	久喜市公平委員会	3	1	33.3	地方公務員法 久喜市公平委員会設置条例	公平委員会	
4	久喜市固定資産評価審査委員会	4	2	50.0	地方自治法第180条の5第3項 地方税法第423条第1項	固定資産評価審査委員会	
5	久喜市農業委員会	19	2	10.5	農業委員会等に関する法律	農業委員会事務局	
6	久喜市教育委員会	5	2	40.0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育総務課	
	合　　計	37	8	21.6			

②法令必置の附属機関【7】

	名　　称	委員総数	女性委員数	比　率　%	根拠法令	担当課	備考
1	久喜市防災会議	42	7	16.7	災害対策基本法 久喜市防災会議条例	危機管理課	
2	久喜市国民保護協議会	40	6	15.0	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 久喜市国民保護協議会条例	危機管理課	
3	久喜市民生委員推薦会	8	3	37.5	民生委員法	社会福祉課	
4	久喜市介護認定審査会	70	27	38.6	介護保険法	介護保険課	
5	久喜市障害支援区分認定審査会	6	4	66.7	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい者福祉課	
6	久喜市国民健康保険運営協議会	18	10	55.6	国民健康保険法	国民健康保険課	
7	久喜市建築審査会	5	1	20.0	建築基準法第78条～83条 久喜市建築審査会条例	建築審査課	
	合　　計	189	58	30.7			

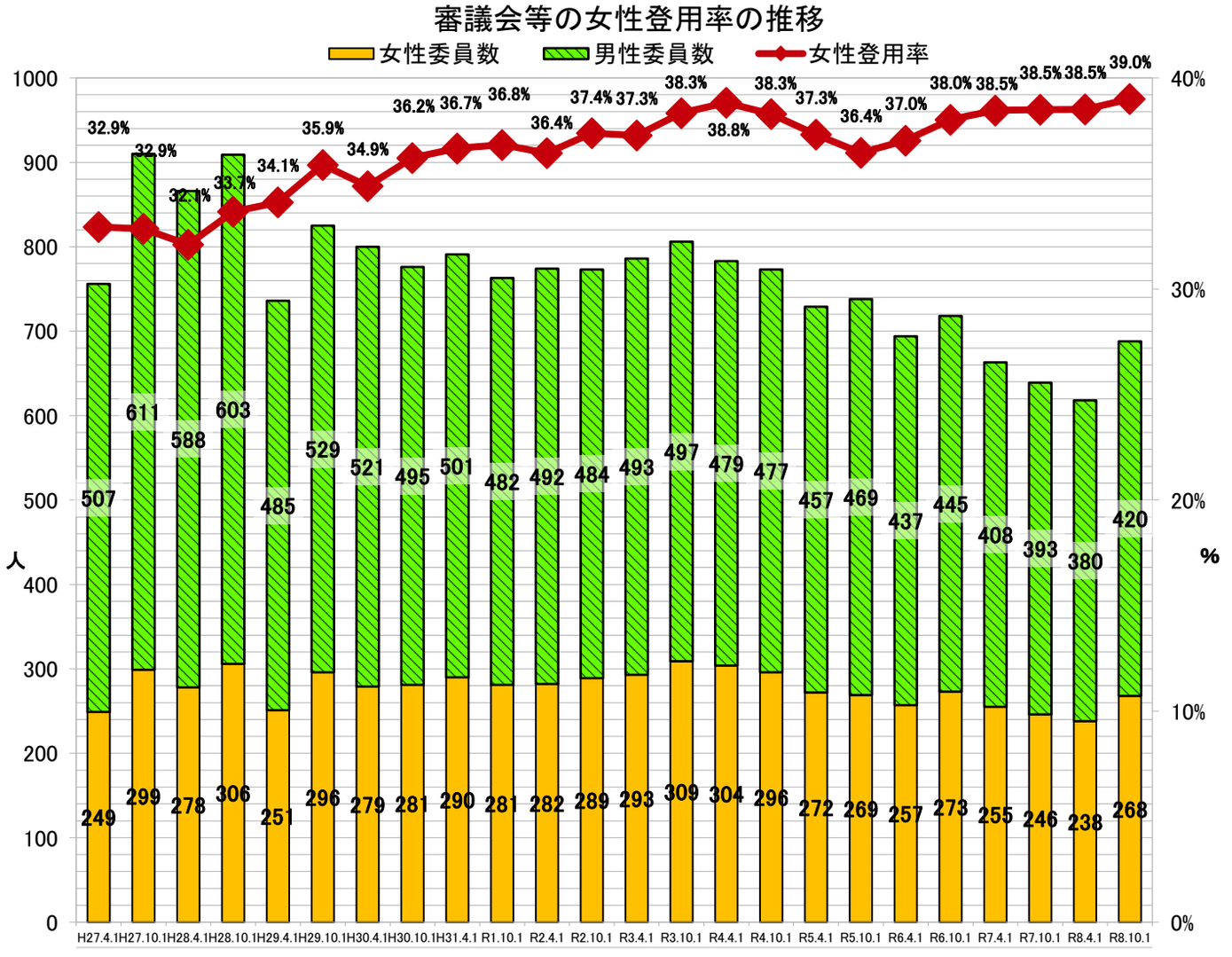
③法律又は条例により設置されている附属機関【37】※R8.10.1時点で未委嘱のものを除く。

	名　　称	委員総数	女性委員数	比　率　%	根拠法令	担当課	備考
1	久喜市上下水道事業運営審議会	15	5	33.3	久喜市上下水道事業運営審議会条例	上下水道経営課	
2	久喜市行政不服審査会	4	2	50.0	行政不服審査法 久喜市行政不服審査会条例	庶務課	
3	久喜市公務災害補償等認定委員会	5	3	60.0	久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	人事課	
4	久喜市男女共同参画審議会	10	6	60.0	久喜市男女共同参画を推進する条例	人権推進課	
5	久喜市しょうぶ会館運営委員会	8	1	12.5	久喜市しょうぶ会館条例 久喜市しょうぶ会館運営委員会規則	人権推進課	
6	久喜市情報公開・個人情報保護審査会	5	2	40.0	久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例	庶務課	
7	久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会	10	5	50.0	久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例	庶務課	
8	久喜市地域公共交通会議	25	7	28.0	久喜市地域公共交通会議条例	交通住宅課	
9	久喜市運賃協議会	7	2	28.6	久喜市運賃協議会条例	交通住宅課	
10	久喜市環境審議会	15	6	40.0	久喜市環境審議会条例	環境課	
11	久喜市環境監査委員会	5	2	40.0	久喜市環境基本条例	環境課	
12	久喜市中小企業・小規模企業振興会議	15	6	40.0	久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例	商工観光課	

	名　　称	委員総数	女性委員数	比　率　%	根拠法令	担当課	備考
13	久喜市健康福祉推進委員会	10	5	50.0	久喜市総合福祉条例	社会福祉課	
14	久喜市福祉オンブズパーソン	2	1	50.0	久喜市総合福祉条例	社会福祉課	
15	久喜市障がい者施策推進協議会	20	8	40.0	久喜市障がい者施策推進協議会条例	障がい者福祉課	
16	久喜市老人ホーム入所判定委員会	5	2	40.0	久喜市老人ホーム入所判定委員会条例	高齢者福祉課	
17	久喜市介護保険運営協議会	20	6	30.0	久喜市介護保険条例	介護保険課	
18	久喜市健康増進・食育推進会議	16	10	62.5	久喜市健康増進・食育推進会議条例	健康医療課	
19	久喜市予防接種健康被害調査委員会	6	3	50.0	久喜市予防接種健康被害調査委員会条例	地域保健課	
20	久喜市スポーツ推進審議会	12	5	41.7	久喜市スポーツ推進審議会条例	スポーツ振興課	
21	久喜市児童福祉審議会	16	10	62.5	久喜市児童福祉審議会条例	子育て支援課	
22	久喜市青少年問題協議会	15	7	46.7	久喜市青少年問題協議会条例	こども育成課	
23	久喜市児童館運営委員会	12	8	66.7	久喜市児童館条例	こども育成課	
24	久喜市都市計画審議会	15	6	40.0	久喜市都市計画審議会条例	都市計画課	
25	久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会	19	7	36.8	久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会条例	教育総務課	
26	久喜市教育振興基本計画策定委員会	15	8	53.3	教育基本法 久喜市教育振興基本計画策定委員会条例	教育総務課	
27	久喜市学校給食審議会	15	9	60.0	久喜市学校給食審議会条例	学校給食課	
28	久喜市障がい児就学支援委員会	20	17	85.0	久喜市障がい児就学支援委員会条例	指導課	
29	久喜市いじめ問題対策連絡協議会	10	3	30.0	久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例	指導課	
30	久喜市社会教育委員会議	19	6	31.6	社会教育法 久喜市社会教育委員条例	生涯学習課	
31	久喜市生涯学習推進会議	20	8	40.0	久喜市生涯学習推進会議条例	生涯学習課	
32	久喜市立図書館運営審議会	10	6	60.0	久喜市立図書館運営審議会条例	生涯学習課	
33	久喜市教育集会所運営委員会	16	5	31.3	久喜市教育集会所運営委員会条例	生涯学習課	
34	久喜市文化財保護審議会	10	3	30.0	久喜市文化財保護審議会条例	文化振興課	
35	久喜市行政評価委員会	13	5	38.5	久喜市行政評価委員会条例	企画政策課	
36	久喜市空家等対策協議会	12	2	16.7	久喜市空家等対策協議会条例	交通住宅課	
37	久喜市公共施設個別施設計画検討委員会	10	5	50.0	久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例	アセットマネジメント推進課	
	合　　計	462	202	43.7			

審議会等の女性登用率の推移

調査日	女性登用率	調査日	女性登用率
H27. 4.1	32.9%	H27.10.1	32.8%
H28.4.1	32.1%	H28.10.1	33.7%
H29.4.1	34.1%	H29.10.1	35.9%
H30.4.1	34.9%	H30.10.1	36.2%
H31.4.1	36.7%	R1.10.1	36.8%
R2.4.1	36.4%	R2.10.1	37.4%
R3.4.1	37.3%	R3.10.1	38.3%
R4.4.1	38.8%	R4.10.1	38.3%
R5.4.1	37.3%	R5.10.1	36.4%
R6.4.1	37.0%	R6.10.1	38.0%
R7.4.1	38.5%	R7.10.1	38.5%
R8.4.1	38.5%	R8.10.1	39.0%



女性登用率が３０％に満たない審議会等について

	女性の登用が困難な理由について	目標値の達成に向けて考えている具体的方策	担当課
久喜市防災会議	・関係団体からの推薦により選任されるシステムとなっているが、当該団体の構成員に女性が少なく、女性委員が推薦されないため。 ・委員が特定の専門家等で構成されるシステムとなっているが、その分野に女性が少ないため。	・学識経験者から選任される委員については、積極的に女性の登用に努める。 ・団体推薦委員については、女性の推薦に配慮するよう働きかける。	危機管理課
久喜市国民保護協議会	・関係団体からの推薦により選任されるシステムとなっているが、当該団体の構成員に女性が少なく、女性委員が推薦されないため。 ・委員が特定の専門家等で構成されるシステムとなっているが、その分野に女性が少ないため。	・学識経験者から選任される委員については、積極的に女性の登用に努める。 ・団体推薦委員については、女性の推薦に配慮するよう働きかける。	危機管理課
久喜市建築審査会	・委員が特定の専門家等で構成されるシステムとなっているが、その分野に女性が少ないため。	・学識経験者から選任される委員については、積極的に女性の登用に努める。	建築審査課
久喜市しょうぶ会館運営委員会	・隣保館であるしょうぶ会館の運営委員には、地域の実情に精通していること、人権啓発・教育に関する見識があること、社会福祉に関する見識があること、地域交流事業等に指導的な役割を担えることなどが求められ、学識経験者を選任することが適当である状況で、できる限り女性の委員の登用に努めたが女性委員の比率を30%以上とすることができない結果となった。	・学識経験者から選任される委員については、積極的に女性の登用に努める。	人権推進課
久喜市地域公共交通会議	・関係団体からの推薦により選任されるシステムとなっているが、当該団体の構成員に女性が少なく、女性委員が推薦されないため。	・団体推薦委員については、女性の推薦に配慮するよう働きかける。	交通住宅課
久喜市運賃協議会	・運賃協議に係る意思決定は代表取締役以外できないといった諸事情により、各団体から女性を推薦いただけなかったため。	・各構成機関に委員の推薦をする際は、「久喜市審議会等の委員の女性の女性の登用推進に関する要綱」に基づく依頼であることを周知し、女性委員を推薦していただけるよう、引き続き依頼を行う。	交通住宅課
久喜市空家等対策協議会	・関係団体からの推薦により選任されるシステムとなっているが、当該団体の構成員に女性が少なく、女性委員が推薦されないため。 ・委員が特定の専門家等で構成されるシステムとなっているが、その分野に女性が少ないため。	・学識経験者から選任される委員については、積極的に女性の登用に努める。 ・団体推薦委員については、女性の推薦に配慮するよう働きかける。	交通住宅課